

簡易水道事業及び公共下水道事業は令和6年4月1日から地方公営企業会計に移行しました。

令和6年4月1日より、簡易水道事業及び公共下水道事業は、従来の官公庁会計(単式簿記)から地方公営企業法の財務適用をした地方公営企業会計(複式簿記)に移行しました。

総務省より、これまで地方公営企業法の任意適用としていた簡易水道事業及び公共下水道事業に対し、令和6年4月までに同法の規定の全部又は一部(財務規程等)を適用した地方公営企業会計に移行するよう要請がありました。

当町においても、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むため、財務諸表による経営成績や財政状態の把握に努め、町民の恒久的財産である簡易水道施設及び下水道施設を、これからも適切に資産管理し長期的に安定した事業経営に資するため、経営の効率化と健全化を目的に地方公営企業会計に移行しました。

地方公営企業法の一部適用について

法適用される規定の範囲については、法規定の全部を適用する「全部適用」と、財務・会計に関する財務規定のみを適用する「一部適用」のどちらかを選択できる仕組みとなっています。

当町においては、現行の組織体制を維持したまま財務管理や経理内容が明確にできることから「一部適用」を採用しました。

※ なお、地方公営企業法の一部適用は、主に会計方式の変更であり、各種手続きや申込み、料金の請求、納入方法は以前と変更はありませんので、使用者の皆様に行っていただく手続き等はありません。